

第2節

消防職団員の活動

1. 活動状況

平成29年中における全国の消防職団員（消防職員及び消防団員）の出動状況をみると、火災等（火災、救助活動、風水害等の災害、捜索、誤報等及びその他をいう。）への出動回数は103万3,810回で、出動延べ人員は750万4,134人である。また、1日平均にすると2,833回、30秒に1回の割合で出動し

たことになる。

このうち、消防団員の火災等への出動回数は24万801回、出動延べ人員は261万1,723人となっている（第2-2-1表）。

また、出動以外の警防調査や予防査察等の出向回数は264万3,978回で、延べ人員は1,463万3,115人となっている。

第2-2-1表 消防職団員の出動及び出向状況

(平成29年中) (単位: 回、人)

区 分		消防職員	消防団員	計	構成比(%)
火 災	回 数	45,472	32,091	77,563	0.8
	延 人 員	794,348	779,020	1,573,368	3.8
救 急	回 数	6,353,482	1,133	6,354,615	63.3
	延 人 員	19,340,469	3,741	19,344,210	46.6
救 助	回 数	92,114	1,940	94,054	1.0
	延 人 員	1,119,449	10,455	1,129,904	2.7
風 水 害 等 の 災 害	回 数	13,868	7,068	20,936	0.2
	延 人 員	63,102	249,707	312,809	0.8
演 習 訓 練	回 数	470,347	224,828	695,175	6.9
	延 人 員	2,705,853	4,129,875	6,835,728	16.5
広 報 ・ 指 導	回 数	374,248	99,847	474,095	4.7
	延 人 員	1,319,721	938,684	2,258,405	5.4
警 防 調 査	回 数	437,738	10,605	448,343	4.5
	延 人 員	1,481,677	95,017	1,576,694	3.8
火 災 原 因 調 査	回 数	41,794	32	41,826	0.4
	延 人 員	189,338	345	189,683	0.5
特 別 警 戒	回 数	90,612	88,871	179,483	1.8
	延 人 員	504,141	1,296,844	1,800,985	4.3
捜 索	回 数	3,372	2,007	5,379	0.1
	延 人 員	40,446	58,985	99,431	0.2
予 防 査 察	回 数	803,406	1,650	805,056	8.0
	延 人 員	1,938,004	33,616	1,971,620	4.8
誤 報 等	回 数	45,985	5,843	51,828	0.5
	延 人 員	505,122	69,522	574,644	1.4
そ の 他	回 数	592,198	191,852	784,050	7.8
	延 人 員	2,369,944	1,444,034	3,813,978	9.2
計	回 数	9,364,636	667,767	10,032,403	100.0
	延 人 員	32,371,614	9,109,845	41,481,459	100.0

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 本表では、災害現場における消防活動の実施の有無にかかわらず、出動及び出向回数を計上している。

3 消防団員の救急への出動回数については、救命処置を含む応急手当、傷病者搬送等の回数を計上している。

2. 公務による死傷者の状況

平成29年中における公務により死亡した消防職団員は18人、同じく負傷した消防職団員は2,314人である。

なお、平成23年は、東日本大震災被災地におい

て、住民の避難誘導、水門閉鎖等の業務に従事した消防職団員が津波により被災したため、他年に比べて大幅に死傷者が増加した（第2-2-2表、第2-2-1図、第2-2-2図）。

第2-2-2表 消防職員及び消防団員の公務による死傷者数

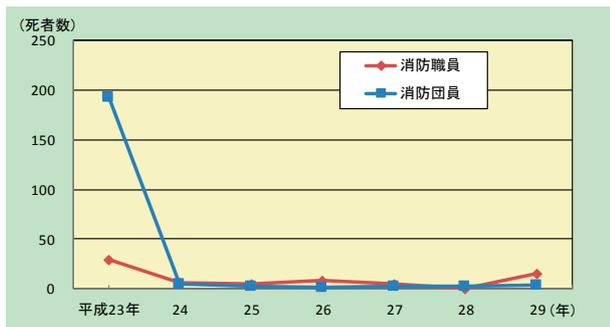
(平成29年中)(単位:人)

区 分		消防職員	消防団員	計	構成比 (%)
火 災	死 者	1	0	1	5.6
	負 傷 者	194	163	357	15.4
風 水 害 等 の 災 害	死 者	1	1	2	11.1
	負 傷 者	12	19	31	1.3
救 急	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	258	0	258	11.1
演 習 ・ 訓 練 等	死 者	10	0	10	55.6
	負 傷 者	452	713	1,165	50.3
特 別 警 戒	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	2	16	18	0.8
捜 索	死 者	0	1	1	5.6
	負 傷 者	6	11	17	0.7
そ の 他	死 者	3	1	4	22.2
	負 傷 者	354	114	468	20.2
計	死 者	15	3	18	100.0
	負 傷 者	1,278	1,036	2,314	100.0

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

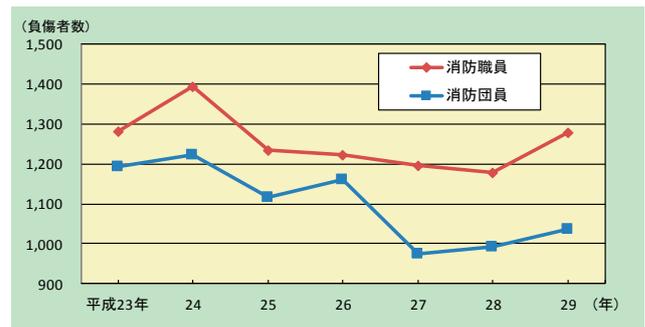
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第2-2-1図 消防職員及び消防団員の公務による死者数の推移



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

第2-2-2図 消防職員及び消防団員の公務による負傷者数の推移



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

3. 勤務条件等

(1) 消防職員の勤務条件等

消防職員の職務は、火災等の災害出動のため24時間即応体制を維持しなければならないという特殊性を有していることから、勤務時間や休日、休憩等の勤務条件については、一般職員と異なる定めがされている。具体的な給与、勤務時間その他の勤務条件は、市町村の条例によって定められている。

ア 給料及び諸手当

消防の組織は、緊急時の部隊活動等に必要な指揮命令システムを明示し組織の統一性を確保するため、階級制度がある。行政職給料表を適用した場合、各階級に一定の割合の人数が必要となるという特徴を持つ消防組織においては、階級制度を維持しつつ、給料の水準を適正に保つということが難しい。このため消防職員の給料については、その職務の危険度

及び勤務の態様の特殊性等を踏まえ、一般職員と異なる特別給料表（現在の国の公安職俸給表（一）に相当）を適用することとされている（昭和26年国家消防庁管理局長通知）。行政職給料表を採用しつつ、号給の加算調整や特殊勤務手当の支給により職員の給与水準の維持を図るなどの対応は、明確性及び透明性の観点から問題があり、条例により一般職員と異なる特別給料表（現在の国の公安職俸給表（一）に相当）を採用することが望ましい。

なお、消防職員の平均給料月額は、平成29年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると平均年齢38.2歳で29万8,487円であり、一般行政職の場合は平均年齢42.3歳で31万9,492円となっている。

一般行政職より消防職員の平均給料月額が低い理由のひとつに、消防職員の平均年齢が若いことが考えられる。

また、消防職員の平均諸手当月額額は9万6,112円であり、出勤手当等が支給されている。

イ 勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別され、さらに交替制勤務は主に2部制と3部制に分けられる。一部、指令業務に従事する職員などに対し、4部制を用いている消防本部もある。2部制は、職員が2部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務し、一定の期間で週休日を取る制度であり、3部制は、職員が3部に分かれ、当番・非番・日勤を組み合わせる勤務し、一定期間で週休日を取る制度である（第2-2-3表、第2-2-4表）。

第2-2-3表 消防本部における交替制勤務体制

(平成30年4月1日現在)

勤務体制別本部数				
消防本部数	交替制をとっている消防本部数			
	2部制	3部制	併用	その他
728	440	219	61	8
	60.4%	30.1%	8.4%	1.1%

- (備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 交替制の「その他」とは、指令業務のみ4部制を取り入れている消防本部及び宿直者を3班に分けて変則的な勤務体制をとる消防本部等をいう。

第2-2-4表 勤務体制別消防吏員数

(平成30年4月1日現在)

勤務体制別	毎日勤務	2部制	3部制	その他派遣等	計
消防吏員数	31,544	80,671	47,306	3,848	163,369
	19.3%	49.4%	29.0%	2.4%	100.0%

- (備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 勤務体制別の「その他派遣等」とは、首長部局に派遣されている職員及び消防学校など消防本部(署)以外の部署に勤務する職員等をいう。

ウ 消防職員委員会

消防職員委員会は、消防職員からの意見を幅広く求めることにより、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくし、これにより消防職員の士気を高め、消防事務を円滑に運営することを目的として、消防組織法第17条の規定により消防本部に置くこととされている。消防職員委員会においては、消防職員から提出された〔1〕消防職員の勤務条件及び厚生福利、〔2〕消防職員の被服及び装備品、〔3〕消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関する意見を審議し、その結果に基づいて消防長に対して意見を述べることにより、消防事務に消防職員の意見を反映しやすく

している。

平成29年度においては、全国732の全ての消防本部で消防職員委員会が開催され、職員から提出された4,999件の意見について審議された。審議された意見のうち「実施が適当」とされたものは、全体の33.3%を占めた。また、平成28年度において審議された意見のうち「実施が適当」とされた意見の54.7%が既に実施されている。一方、予算上の制約などにより、実現できていない意見も見られる（第2-2-5表、第2-2-6表、第2-2-7表、第2-2-8表）。

また、消防庁は、消防職員委員会制度の更なる運用改善に向けた検討を行い、関係者の合意を得て、消防長及び委員長に対し、「消防職員が意見を提出しやすい環境づくり」「委員会の公正性の確保」「委員会の透明性の確保」に努めるよう求める規定の新設などを内容とした「消防職員委員会の組織及び運営の基準」（平成8年消防庁告示第5号）の一部改正を行った（平成30年9月6日）。

第2-2-5表 消防職員委員会の審議結果

(平成29年度)

審議意見	審議件数	審議結果				
		実施が 適当	諸課題 を検討	実施は 困難	現行 どおり	その他
勤務条件・厚生福利	1,875	644	619	99	471	42
	37.5%	12.9%	12.4%	2.0%	9.4%	0.8%
被服・装備品	1,619	570	459	47	508	35
	32.4%	11.4%	9.2%	0.9%	10.2%	0.7%
機械器具・その他の施設等	1,505	449	351	51	443	211
	30.1%	9.0%	7.0%	1.0%	8.9%	4.2%
計	4,999	1,663	1,429	197	1,422	288
	100%	33.3%	28.6%	3.9%	28.4%	5.8%

- (備考) 1 「平成29年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

エ 消防長及び消防署長の資格の基準

消防長及び消防署長の資格については、市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令（昭和34年政令第201号）で定めていたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）による消防組織法第15条の改正により、政令で定める基準を参酌して市町村の条例で定めることとされた。このため、各市町村が条例を制定するに当たって参酌すべき基準が、市町村の消防長及

第2-2-6表 平成28年度に消防職員委員会において審議された意見の実現状況

(平成29年度末現在)

「実施が適当」とされた意見数(A)	既の実施された件数(B)	割合(B)/(A)×100
1,677件	917件	54.7%

(備考)「平成29年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成

第2-2-7表 各年度の消防職員委員会開催状況

(各年度末現在)

開催年度	消防本部数	開催本部数	開催率
25年度	767本部	764本部	99.6%
26年度	751本部	750本部	99.9%
27年度	749本部	749本部	100.0%
28年度	733本部	733本部	100.0%
29年度	732本部	732本部	100.0%

(備考)「平成29年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成

第2-2-8表 各年度の消防職員委員会審議件数及び審議結果

	審議件数	審議結果の区分				
		実施が適当	諸課題を検討	実施は困難	現行どおり	その他
25年度	5,026	1,805 35.9%	1,382 27.5%	195 3.9%	1,215 24.2%	429 8.5%
26年度	5,081	1,760 34.6%	1,403 27.6%	226 4.4%	1,390 27.4%	302 5.9%
27年度	5,025	1,766 35.1%	1,346 26.8%	154 3.1%	1,449 28.8%	310 6.2%
28年度	4,901	1,677 34.2%	1,430 29.2%	177 3.6%	1,315 26.8%	302 6.2%
29年度	4,999	1,663 33.3%	1,429 28.6%	197 3.9%	1,422 28.4%	288 5.8%
累計 (8年度～29年度)	116,595	45,696 39.2%	32,995 28.3%	5,610 4.8%	27,075 23.2%	5,219 4.5%

(備考) 1 「平成29年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成
 2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。
 3 審議結果のうち、「その他」については平成11年度から設定

び消防署長の資格の基準を定める政令(平成25年政令第263号)で定められ、消防組織法の改正とともに、平成26年4月1日から施行された(第2-2-9表)。

第2-2-9表 市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令の概要

	職	左記職に従事した期間
消防長の資格の基準	消防署長等	1年以上
	消防団長	2年以上
	市町村の長の直近下位の内部組織の長等	2年以上
消防署長の資格の基準	消防司令以上	1年以上
	消防司令補以上	3年以上
	消防団の副団長等	3年以上かつ教育訓練を受講

(2) 消防本部におけるハラスメント等への対応策

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させるパワーハラスメントは、決してあってはならない行為である。また、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについては、断じて許されない行為であるばかりでなく、防止措置を講じることが法的に義務付けられている。

消防庁では、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメント及び消防に関連する不祥事(以下「ハラスメント等」という。)について、平成29年に「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」を開催し、対応策(第2-2-10表)を取りまとめ、その内容について、「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について(通知)」(平成29年7月4日付け消防消第171号消防庁次長通知。以下「次長通知」という。)を発出した。

また、次長通知で示した対応策の取組状況について実態調査(平成29年11月1日現在)を行い、「消防本部におけるハラスメント等への対応策取組実態調査の取りまとめ結果について(情報提供)」(平成30年3月30日付け消防庁消防・救急課事務連絡)及び「消防本部におけるハラスメント等への対応策の更なる推進について(通知)」(平成30年3月30日付け消防消第80号消防庁消防・救急課長通知。以下「3月30日付け通知」という。)を発出した。

ア 各消防本部において実施すべき対応策

(ア) 消防長の意志の明確化等

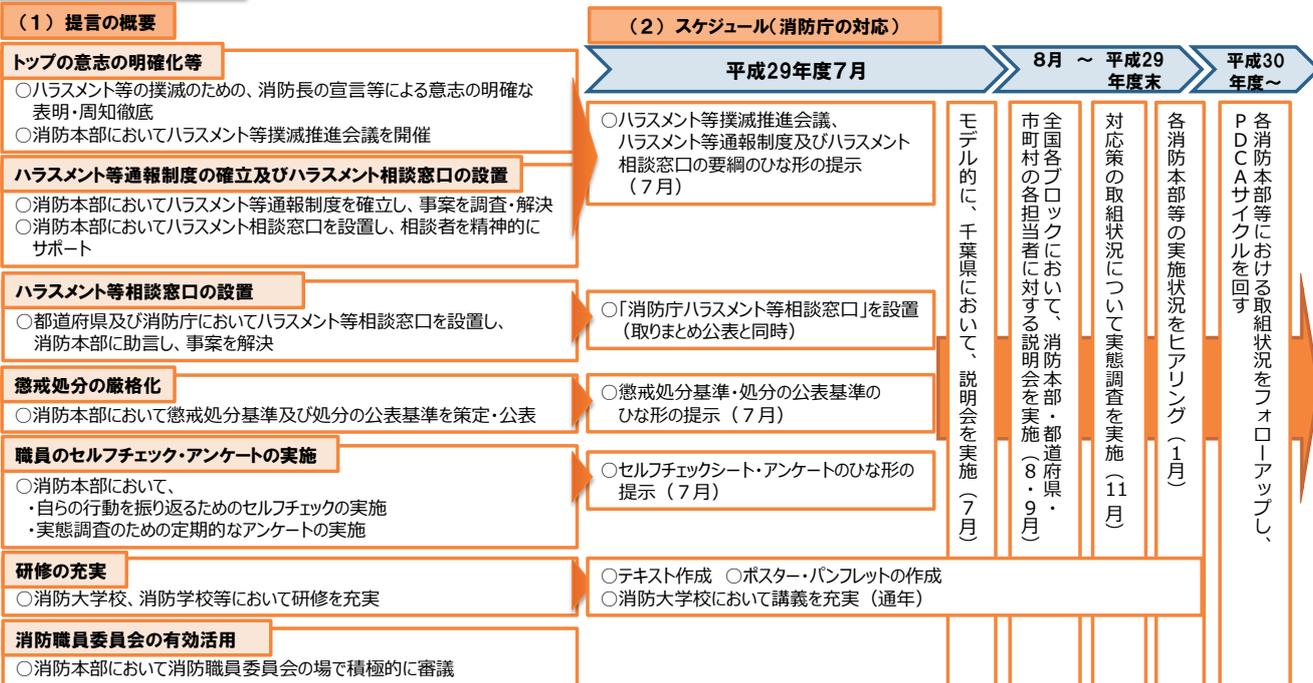
ハラスメント等を撲滅するためには、消防長が宣

第2-2-10表 「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」を踏まえた対応策

1. 消防職員・消防本部アンケート結果

- 消防現場におけるハラスメント等は、依然として存在（最近1年間に「パワハラを受けた」男性18%、「セクハラを受けた」女性28%）
- 通報等の体制整備は一定程度進んでいるが、活用はほとんど進んでいない（通報等の窓口を設置している本部は74%。窓口に相談した職員はパワハラを受けた男性のうち3%、セクハラを受けた女性のうち4%）

2. ハラスメント等への対応策



言等により意志を明確にし、消防職員に周知徹底する必要がある。

消防庁においては、消防長の意志の明確な表明について、先進事例の紹介等を行った（「消防本部におけるハラスメント等を撲滅するための、消防長の宣言等による意志の明確な表明について」（平成29年7月4日付け消防庁消防・救急課事務連絡））。

消防長の意志の明確化については、現消防長の意志が明確化されていることが重要であるため、消防長が代わった場合に速やかに意志の明確化を行う、毎年度の始めに消防長の意志の明確化を再度行うなど、定期的に消防職員に周知徹底することが望ましい（3月30日付け通知）。

また、ハラスメント等の対応策に関する内部規定や、消防長の意志を具体的な取組につなげるための方針を検討の上策定するとともに、定期的に当該取組の進捗状況を管理し、これを踏まえ取組の改善を行うため、消防職員の幹部職員に加え、可能な限り有識者等を構成員とするハラスメント等の撲滅を推進する会議を開催する必要がある。

消防庁においては、当該会議の要綱のひな形を提示した（「消防本部におけるハラスメント等を撲滅するための対応策について」（平成29年7月25日

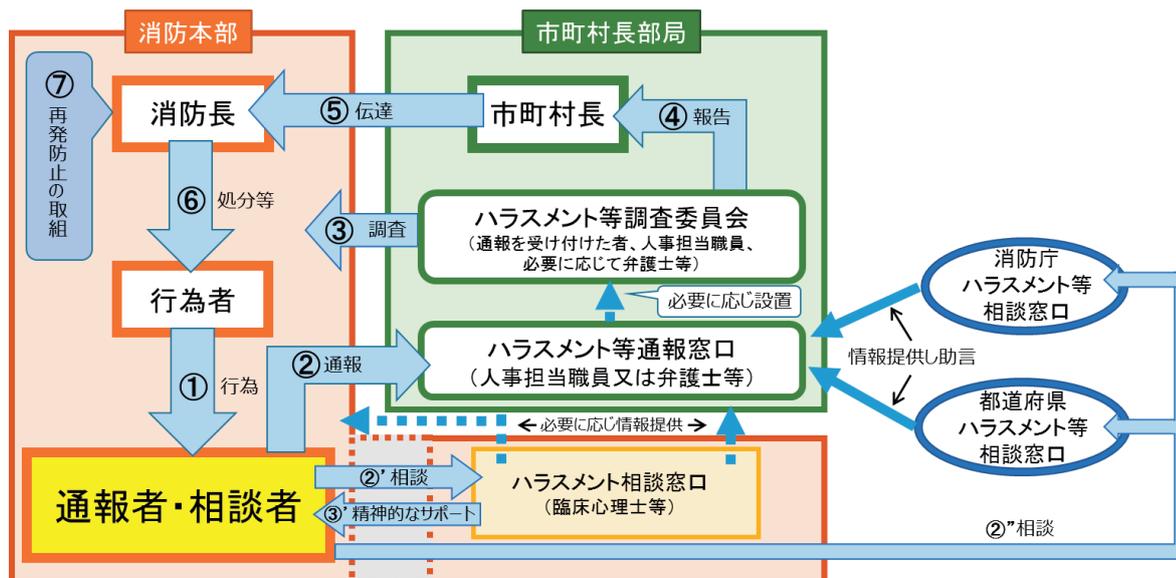
付け消防庁消防・救急課事務連絡。以下「7月25日付け事務連絡」という。))。

実態調査では、「消防長の意志の明確化」については、全ての消防本部から「実施済み」又は「平成29年度実施予定」との回答が得られ、早急に対応していることが分かった。また、「内部規定の策定」については、83.3%（610本部）の消防本部から「実施済み」又は「平成29年度実施予定」との回答が得られ、「ハラスメント等撲滅推進会議の開催」については、84.4%（618本部）の消防本部から「実施済み」又は「平成29年度実施予定」との回答が得られた。

(イ) ハラスメント等通報制度の確立及びハラスメント相談窓口の設置

ハラスメント等は、上司、同僚などの周囲の者がいつもと様子が異なることに気付き声をかけるなどのサポートをすること、ハラスメントを受けたと考える消防職員から上司、同僚などの周囲の者へ相談すること等により円滑に解決されることが望ましい。しかし、こうしたことでは解決できない場合に備え、ハラスメント等の事案対応を行い、解決を目指す「ハラスメント等通報制度」を確立するとともに、通報にまでは至らなくても、精神的なサポートを受けることができる「ハラスメント相談窓口」

第2-2-3図 ハラスメント等通報制度・ハラスメント相談窓口のイメージ（単独消防本部の場合）



を設置する必要がある（第2-2-3図）。

当該通報制度及び当該相談窓口は、男女双方の対応者を設ける、複数の窓口を設置する、通報窓口と相談窓口をそれぞれ別に設置する、定期的な周知を行うなど通報・相談しやすい環境づくりに努める必要がある（3月30日付け通知）。当該通報制度の確立及び当該相談窓口の設置の際に留意すべき事項のうち、主なものは以下のとおりである。

a 情報の秘匿性の確保

情報の秘匿性を確保することにより、通報者のプライバシーを保護するとともに、通報者が不利益な取扱いを受けないように十分配慮すること。

b アクセスの容易性の確保

ハラスメント等通報制度やハラスメント相談窓口の存在を周知徹底するとともに、その利用を啓発することにより、通報しやすい環境を作るように十分配慮すること。なお、第2-2-3図で示すとおり、次長通知において、ハラスメント等通報窓口を消防本部ではなく市町村長部局に設置することを基本的な仕組みとしている理由の一つとしては、職員数が少ない消防本部では、消防本部に窓口を置いた場合、通報をした際容易に個人を特定されてしまうのではないかと懸念を与えかねず、アクセスの容易性の確保ができないおそれがあることが挙げられる。

c 透明性の確保

通報後のプロセスを公表しておくことにより、透明性を確保するよう十分配慮すること。

d 既に同趣旨の体制を整備している場合の対応

既に同趣旨の体制を整備している場合においては、新しく体制を整備し直す必要はないが、改めて、上記aからcまでに掲げる留意事項を徹底するとともに、体制の周知徹底を図ること。

消防庁においては、当該通報制度及び当該通報窓口の要綱のひな形を提示した（7月25日付け事務連絡）。

実態調査では、「ハラスメント等通報制度の確立」及び「ハラスメント相談窓口の設置」について、それぞれ96.2%（704本部）、95.4%（698本部）の消防本部から「実施済み」又は「平成30年度までに実施予定」との回答が得られた。

(ウ) 懲戒処分の厳格化

ハラスメント等に関して明確に記載した懲戒処分基準を策定し公表すること及び懲戒処分の公表基準を策定し公表することにより、懲戒処分を厳格化する必要がある。

消防庁においては、懲戒処分基準及び懲戒処分基準の公表基準のひな形を提示した（7月25日付け事務連絡）。

実態調査では、「懲戒処分基準の策定」及び「懲戒処分の公表基準の策定」について、それぞれ80.1%（586本部）、69.7%（510本部）の消防本部から「実施済み」又は「平成29年度実施予定」との回答が得られた。

(エ) 職員のセルフチェックアンケート等の実施

ハラスメント等を可能な限り未然に防止するため、自らの行動を振り返るチェックシートの導入、ハラスメント等の実態を調査するためのアンケー

トの定期的な実施などの職員の気付きを促す取組を行う必要がある。

消防庁においては、当該チェックシート及びアンケートのひな形を提示した（7月25日付け事務連絡）。

実態調査では、職員の気付きを促す取組について、93.3%（683本部）から「実施済み」又は「平成29年度実施予定」との回答が得られた。

（オ）研修等の充実

事例演習又は職場ミーティングの場を活用し、ハラスメント等の撲滅の必要性、対応策及びコンプライアンスについて話し合うことで、職員の意識向上を図る必要がある。

実態調査では、研修等の充実について、94.7%（693本部）から「実施済み」又は「平成30年度までに実施予定」との回答が得られた。

イ 各都道府県において実施すべき対応策

（ア）ハラスメント等相談窓口の設置

各都道府県において、各消防本部が設けるハラスメント等通報制度では十分な対応ができない場合に備え、相談者の同意を得た上で、関係する消防本部や市町村に対し相談内容の情報提供を行うこと、関係する消防本部や市町村から事案の経緯を聞き取るとともに適切な対応を取るよう助言すること等により、事案の解決を目指すことを趣旨とするハラスメント等相談窓口を設置する必要がある。

実態調査では、「都道府県ハラスメント等相談窓口」を設置し、その旨を都道府県内の消防本部に周知しているかどうかについて、91.5%の都道府県（43都道府県）から「実施済み」又は「平成30年度までに実施予定」との回答が得られた。

（イ）講義・研修の充実

消防学校において、ハラスメント等やコンプライアンスに関する講義を実施する必要がある。

また、都道府県の消防防災部局又は人事担当部局において、消防長、消防学校長などの消防関係者に対する研修会を実施する必要がある。

ウ 消防庁における対応策

（ア）消防庁ハラスメント等相談窓口の設置

ハラスメント等の事案の解決を目指すため、市町村や消防本部のハラスメント等通報窓口には通報しにくい、通報したが適切に対応してくれなかった

などの場合に備えて、消防庁ハラスメント等相談窓口を平成29年度に設置した。相談は基本的に専用回線での電話受付としているが、当該窓口の対応時間内に電話対応ができない方等のために、電子メールでの受付も行っている。

この相談窓口を周知するために、全国の消防職員分約16万枚のリーフレットを作成し、配布した。

（イ）ハラスメント等に関するテキストの作成

各消防本部等での研修会で活用できるよう、ハラスメント等に関するテキストを職員向け、管理監督者向け、相談担当者向けに作成し、消防庁ホームページで公開している（http://www.fdma.go.jp/disaster/harassment_taisaku/index.html）。

（ウ）全国説明会の開催

ハラスメント等の撲滅のための対応策の実施の徹底を図るため、平成30年度は5月から8月にかけて、全国7か所で説明会を行った。当該説明会において、次長通知を中心に、詳細な解説を行うとともに、質疑にも答えるなど、きめ細やかな支援に努めたほか、各消防本部等の実情の聞き取りも行った。

（エ）ポスター及びパンフレットの配布

ハラスメント等を防止することの必要性やハラスメント等への対応策を周知するためのポスター及びパンフレットを作成し、全国の消防本部等に対し配布した。

（3）消防団員の処遇改善

消防団員は、大規模災害時においては昼夜を分かたず多岐にわたり活動し、また、平常時においても地域に密着した活動を行っており、消防団員の処遇については、十分に配慮し改善していく必要がある。

ア 報酬・出動手当

市町村では、条例に基づき消防団員に対し、その労苦に報いるための報酬及び出動した場合の費用弁償としての出動手当を支給している。支給額や支給方法は、地域事情により、必ずしも同一ではないが、報酬等に対する地方交付税措置が講じられていることから、特に支給額の低い市町村においては、当該措置額を踏まえた水準となるよう、引上げ等の適正化を図る必要がある。出動手当の中でも地震、風水害等の長時間（長期間）の活動を余儀なくされる場合の手当について、充実を図るべきと考えられる。

なお、平成30年度の消防団員報酬等の地方交付税算入額は、第2-2-11表のとおりである。

第2-2-11表 消防団員報酬等の地方交付税算入額

(単位：円)

項目	平成30年度
報酬	
団員（年額）	36,500
団長（年額）	82,500
出勤手当（1回当たり）	7,000
公務災害補償負担金	
人口1人当たり	3.5
団員1人当たり	1,900
退職報償金負担金	
団員1人当たり	19,200

イ 公務災害補償

消防活動は、しばしば危険な状況の下で遂行されるため、消防団員が公務により死傷する場合もある（第2-2-2表）。このため消防組織法の規定により、市町村は、政令で定める基準に従って、条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならないとされている。そのため、他の公務災害補償制度に準じて療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償及び葬祭補償の制度が設けられている。なお、療養補償及び介護補償を除く各種補償の額の算定に当たっては、政令で補償基礎額が定められている（第2-2-12表）。

また、消防団員がその生命又は身体に対し高度の危険が予測される状況の下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として遺族補償等について100分の50以内を加算することとされている。

火災、風水害等においては民間の消防協力者等が死傷する場合もある（第2-2-13表）。この消防協力者等に対しては、消防法等の規定に基づき、市町村が条例で定めるところにより、損害補償を行うこととされている。消防協力者等の損害補償内容は、補償基礎額が収入日額を勘案して定められること以外は消防団員に対するものと同様である。

第2-2-12表 補償基礎額改定状況

(単位：円)

年度	階級	勤務年数		
		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
15	団長、副団長	12,600	13,500	14,400
	分団長、副分団長	10,800	11,700	12,600
	部長、班長、団員	9,000	9,900	10,800
16～17	団長、副団長	12,740	13,340	14,200
	分団長、副分団長	10,740	11,600	12,470
	部長、班長、団員	9,000	9,870	10,740
18～30	団長、副団長	12,400	13,300	14,200
	分団長、副分団長	10,600	11,500	12,400
	部長、班長、団員	8,800	9,700	10,600

第2-2-13表 消防協力者等の死傷者数の推移

(単位：人)

項目	年度	25	26	27	28	29
死者		0	1	0	0	0
負傷者		51	51	57	40	58
計		51	52	57	40	58

(出典：消防基金調べ)

ウ 福祉事業

公務上の災害を受けた消防団員又はその遺族の福祉に関して必要な事業は市町村が行うよう努めるものであるが、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村については、消防基金又は指定法人がこれら市町村に代わって行うこととなっている。

福祉に関して必要な事業の内容は、外科後処置、補装具、リハビリテーション、療養生活の援護、介護の援護及び就学の援護等となっている。

エ 退職報償金

非常勤の消防団員が退職した場合、市町村は当該消防団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。なお、条例（例）によれば、その額は勤務年数5年以上10年未満の団員で20万円、勤務年数30年以上の団長で97万9,000円となっている（第2-2-14表）。

第2-2-14表 退職報償金支給額

(平成30年度)(単位:千円)

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

オ 公務災害補償等の共済制度

昭和31年に、市町村の支給責任の共済制度として、消防基金が設けられ、統一的な損害補償制度が確立された。その後、昭和39年には、退職報償金の支払制度が、昭和47年には、福祉事業の制度がそれぞれ確立した。

消防基金の平成29年度の消防団員等に対する公務災害補償費の支払状況については、延べ2,307人に対し、17億4,879万円となっている(第2-2-15表)。また、福祉事業の支給額は、延べ924人に対し4億1,100万円となっている。

消防基金の平成29年度の退職報償金の支払額は、4万2,919人に対し約170億円となっている。

第2-2-15表 消防基金の公務災害補償費の支払状況

(平成29年度)

区分	支払人員(人)	支払額(千円)
療養補償	1,414	259,544
休業補償	150	39,306
傷病補償年金	3	8,042
障害補償	107	193,299
介護補償	16	7,001
遺族補償	614	1,239,461
葬祭補償	3	2,139
小計	2,307	1,748,792

(出典:消防基金調べ)

カ 消防団員等が災害活動等で使用した自家用車に損害が生じた場合の見舞金の支給

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が改正され、平成14年度から、消防基金は、消防団員等が災害活動等で使用した自家用車に損害が生じた場合に、見舞金(上限10万円)を支給している。平成29年度の支払状況は、延べ125人に対し1,104万円となっている。

キ 乙種消防設備士及び丙種危険物取扱者資格の取得に係る特例

消防団の活性化に資するとともに、消防団員が新たに取得した資格を活用し、更に高度な消防団活動を行える環境の整備を目的として、平成14年7月、消防団員に対する乙種消防設備士試験及び丙種危険物取扱者試験に係る科目の一部を免除する特例を創設した。

消防設備士(乙種第5類・第6類)に関しては消防団員歴5年以上で消防学校の専科教育の機関科を修了した者を、危険物取扱者(丙種)に関しては消防団員歴5年以上で消防学校の基礎教育又は専科教育の警防科を修了した者を、それぞれ適用対象としている。

4. 安全衛生体制の整備

(1) 安全衛生体制

消防は、労働安全衛生法に規定する安全管理者及び安全委員会の設置が義務付けられていないものの、消防庁においては、公務災害の発生を可能な限り防止するとともに、消防活動を確実かつ効果的に遂行するため、消防本部における安全管理体制の整備について、「消防における安全管理に関する規程」、「訓練時における安全管理に関する要綱」、「訓練時における安全管理マニュアル」及び「警防活動時等における安全管理マニュアル」をそれぞれ示し、体制整備の促進及び事故防止の徹底を図ってきた。

近年、各種災害の態様が複雑多様化・大規模化の様相を強めるとともに、警防活動時及び訓練時などでの公務による死傷事案も依然として発生している状況を改善するため、平成22年度から平成23年度にかけて開催した、「警防活動時及び訓練時における安全管理に係る検討会」等における検討結果を踏まえ、両マニュアルの見直しを行った。

また、東日本大震災により多くの消防職団員が犠牲になるなど、改めて消防本部及び消防団の安全管理のあり方が問われることになったことから、警防

活動時等における安全管理マニュアルについて、「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」や「大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会」等における安全管理に関する検討結果を踏まえ、特に津波災害時における消防職団員の警防活動時における安全管理について検証を行い、平成 25 年度に見直しを行った。

平成 27 年 6 月には、消防庁に安全管理に関する検討会を設置し、消防職団員が死傷する重大な事故が発生した場合に再発防止対策を速やかに検討し、関係者と共有することとした。

平成 28 年 3 月には「警防活動時等における安全管理マニュアル」及び「訓練時における安全管理マニュアル」の一部改正を行った。同改正では、平成 26 年度救助技術の高度化等検討会（土砂災害時の救助活動のあり方）における検討結果を踏まえて、「風水害」の項目を更新したほか、訓練時における安全管理の基本的な考え方を追記した。

また、消防職員の衛生管理についても、「消防における衛生管理に関する規程」を示すなどの対応を行っている。

（2）消防団員の安全対策

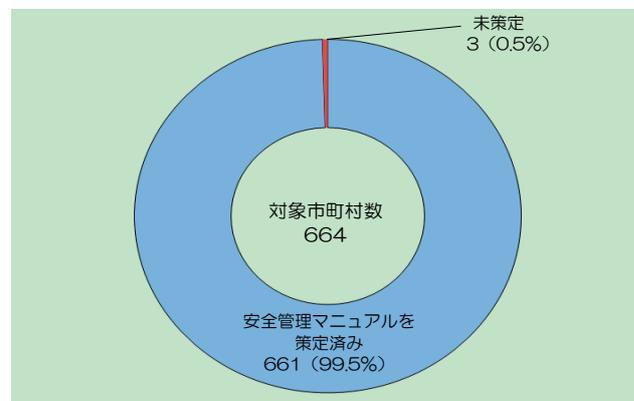
東日本大震災において、被災地の消防団員は、自らも被災者であったにもかかわらず、郷土愛護の精神に基づき、水門等の閉鎖、住民の避難誘導、救助、消火、避難所の運営支援、行方不明者の捜索、発見されたご遺体の搬送・安置、さらには信号機が機能しない中での交通整理、夜間の見回りまで、実に様々な活動に献身的に従事した。

一方で、254 人にも上る消防団員が犠牲となったことを受けて、消防庁では、平成 23 年 11 月から、「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」を開催した。その報告を踏まえ、平成 24 年 3 月 9 日、津波災害時の消防団員の安全確保対策について通知を発出し、「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」の作成を促進してきた。

津波災害のおそれのある地域を管轄する消防団を有する市町村（664 市町村）におけるマニュアルの策定状況について、平成 30 年 4 月 1 日現在の調査結果によると、661 市町村においてマニュアル策定が完了した（第 2-2-4 図）。なお、残りの 3 町につ

いては、町内の全部又は一部に避難指示区域を有しており、当該地域では消防団活動ができないことからマニュアルの策定に至っていない。

第 2-2-4 図 安全管理マニュアル策定状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）



※対象市町村は海岸を有する市町村及び津波の遡上による被害が想定されている 664 市町村。未策定は、福島県富岡町、大熊町、双葉町の 3 町。町内の全部又は一部に避難指示区域を有しており、当該地域では消防団活動ができないことから策定に至っていない。

（3）惨事ストレス対策

消防職団員は、火災等の災害現場などで、悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障害が発生するおそれがある。このような問題に対して、消防機関においても対策を講じる必要があり、消防庁では、消防職団員への強い心理的影響が危惧される大規模災害等が発生した場合、現地の消防本部等の求めに応じて、精神科医等の専門家を派遣し、必要な支援を行う「緊急時メンタルサポートチーム」を平成 15 年に創設した。平成 30 年は 6 件の派遣があり、創設からこれまでに 69 件の派遣実績がある（平成 30 年 10 月 1 日現在）。

なお、東日本大震災においては、凄惨な現場も多く、活動に当たった多くの消防職団員に惨事ストレスの発生が危惧されたことから、消防庁では、平成 23 年度に被災地の延べ 8 消防本部、8 消防団に、平成 24 年度には 4 消防団に、「緊急時メンタルサポートチーム」を派遣するとともに、平成 23 年度には、岩手県、宮城県及び福島県をはじめ、全国主要都市において、惨事ストレスセミナー及び個別相談会を 9 回開催し、惨事ストレスに対するケアを行った。

平成 24 年度には、東日本大震災における消防職団員の惨事ストレスの状況やこれまでの惨事ストレス対策の実施状況を踏まえつつ、より効果的な惨

事ストレス対策の充実強化を図るために設置した「大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会」において、消防本部及び消防団における惨事ストレス対策に関する実態調査及び分析を行い、その結果を報告書として取りまとめた。

この検討結果を踏まえ、消防庁では消防職団員に対する惨事ストレス対策に関する教育、普及・啓発、おおむね都道府県域を範囲とした広域的な体制整備、消防職団員の家族への惨事ストレスの周知・理解の促進、緊急時メンタルサポートチームの充実強化などの取組を進めている。

5. 消防表彰等

消防関係者等に対して、現在、国が行っている表彰等は**附属資料 2-2-1**のとおりである。

(1) 国の栄典

日本国憲法に基づく国の栄典としては、叙位、叙勲及び褒章がある。国の栄典制度については、21世紀を迎え、社会経済情勢の変化に対応したものとするため、平成14年8月の閣議決定により危険業務従事者叙勲の創設や勲等の簡素化などの見直しが行われ、平成15年秋から改正後の同制度が実施された。

ア 叙位

国家又は公共に対して功労のある者をその功労の程度に応じて、位に叙し、栄誉を称えるものであり、1946年(昭和21年)の閣議決定により生存者に対する運用は停止され、死亡者にのみ運用されている。

消防関係者については、消防吏員及び消防団員が対象となっており、階級と在職年数を要件とした運用基準に基づき叙されるものである。

イ 叙勲

国家又は公共に対して功労のある者に対して勲

章を授与し、栄誉を称えるものである。

消防関係者については、消防吏員及び消防団員などが対象となっており、以下の種類に分けられる(**第 2-2-16 表**)。

平成20年秋以降の叙勲に係る改正事項は以下のとおりである。

(ア) 春秋叙勲について

- ・市町村合併前に消防団長の階級にあり、合併後に副団長となった場合、合併前団長歴が5年以上の者については、合併後についても団長格として扱うこと
- ・消防団の規模や方面隊長の階級等一定の要件を満たす方面隊長については、団長格として扱うとともに、市町村合併に伴い合併した消防団に設けた方面隊については、一定期間特例を設け、小規模な方面隊であっても隊長を団長格として扱うこと

(イ) 危険業務従事者叙勲について

- ・春秋叙勲の対象となっていた消防吏員のうち、消防監以下の階級の者は危険業務従事者叙勲の対象としたこと

ウ 褒章

自己の危難を顧みず人命救助に尽力した者、業務に精励し衆民の模範である者、公衆の利益を興し成績著明である者や公同の事務に尽力した者、その他公益の為私財を寄附した者等に対して褒章を授与して栄誉を称えるものである。

消防関係者については、消防団員及び女性(婦人)防火クラブ役員などが対象となっており、以下の種類に分けられる(**第 2-2-17 表**)。

(2) 内閣総理大臣表彰

閣議了解に基づき実施されるもので、消防関係では安全功労者表彰と防災功労者表彰がある。総務大臣が行う安全功労者表彰等の受賞者及び消防庁長

第 2-2-16 表 叙勲

種類	内容
春秋叙勲	春は4月29日、秋は11月3日付で授与される。
危険業務従事者叙勲	著しく危険性の高い業務に精励した功労者に対し、春は4月29日、秋は11月3日付で春秋叙勲とは別に授与される。
高齢者叙勲	春秋叙勲又は危険業務従事者叙勲をいまだ授与されていない功労者のうち、88歳になった者に対し、毎月1日付で授与される。
死亡叙勲	死亡した功労者に対し、随時授与される(発令の日付は生前最後の日)。
緊急叙勲	殉職者など特別な功績を有する者に対し、随時授与される。



叙勲伝達式



褒章伝達式

官が行う防災功労者表彰等の受賞者のうち、特に功労が顕著な個人又は団体について内閣総理大臣が表彰する（第2-2-18表）。

（3）総務大臣表彰

安全思想の普及徹底又は安全水準の向上のため、各種安全運動、安全のための研究、若しくは教育又は災害の発生の防止若しくは被害軽減に尽力し、又は貢献した個人又は団体などについて総務大臣が表彰する（第2-2-19表）。

（4）総務大臣感謝状

消防団員が相当数増加した消防団、増加率及び増加数が相当である消防団並びに女性団員の入団が多かった消防団などに対して総務大臣感謝状が授与される。

（5）消防庁長官表彰

消防表彰規程に基づき、消防業務に従事し、その功績等が顕著な消防職員、消防団員等に対し消防庁長官が表彰する。その表彰の種類により定例表彰と

随時表彰に大別される。

ア 定例表彰

3月7日の消防記念日にちなみ、毎年3月上旬に実施されるもので、その種類と対象は以下のとおりである（第2-2-20表）。

イ 随時表彰

災害現場等における人命救助など、現場功労を対象に事案発生の都度、実施されるもので、その種類と対象は以下のとおりである（第2-2-21表）。

（6）賞じゅつ金

災害に際し、危険な状況下であるにもかかわらず身の危険を顧みず敢然と職務を遂行して傷害を受け、そのために死亡又は障害を負った消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員に対し、消防庁長官表彰（特別功労章、顕功章または功績章）の授与とあわせて支給される。

（7）退職消防団員報償

永年勤続した消防団員の功労に報いるため、退職消防団員報償規程に基づき、その勤続年数に応じて

第2-2-17表 褒章

種類	内容
紅綬褒章	火災等に際し、自己の危険を顧みず人命救助に尽力した者を対象としている。
黄綬褒章	消防関係業務に精励し衆民の模範である者を対象としている。
藍綬褒章	永年にわたり、消防業務に従事しその功績が顕著な消防団員及び女性（婦人）防火クラブ役員並びに永年にわたり、消防機器製造業等に従事しその功績が顕著な者を対象としている。
紺綬褒章	消防関係機関等に対し、公益のために一定の金額以上の私財の寄附を行った個人又は団体を対象としている。

第2-2-18表 内閣総理大臣表彰

種類	内容
安全功労者表彰	安全功労者総務大臣表彰等の受賞者のうち、国民の安全に対する運動の組織及び運営について顕著な成績を上げ、又は功績があった個人又は団体を毎年「国民安全の日」（7月1日）にちなみ表彰している。
防災功労者表彰	防災功労者消防庁長官表彰等の受賞者のうち、災害における防災活動について顕著な功績があった者や防災思想の普及又は防災体制の整備について顕著な功績があった個人又は団体を毎年「防災の日」（9月1日）にちなみ表彰している。

消防庁長官から賞状と銀杯が授与される。

(8) 消防庁長官感謝状

消防の発展に貢献し、その功績顕著な部外の個人又は団体に対しては、消防庁長官感謝状授与内規に基づき消防庁長官感謝状が授与される。

(9) その他

消防関係の各分野において功労のあった者に対し消防庁長官が表彰するものは次のとおりである(第2-2-22表)。

第2-2-19表 総務大臣表彰

種 類	内 容
安全功労者表彰	安全思想の普及、安全水準の向上等のために顕著な成績を上げ、又は功労があった個人や消防機関以外の団体を表彰している。
消防功労者表彰	広く地域消防のリーダーとして地域社会の安全確保、防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施について功績顕著な消防団員及び女性(婦人)防火クラブ役員を表彰している。
救急功労者表彰	救急業務の推進に貢献し、国民の生命身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった者を表彰している。
防災まちづくり大賞	地方公共団体、自主防災組織、教育機関、まちづくり協議会等における防災に関する優れた取組、工夫・アイデア等、防災や住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を推奨し、災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として表彰している。
優良少年消防クラブ及び優良少年消防クラブ指導者表彰	火災予防及び防災に関する思想の普及に貢献している少年消防クラブや少年消防クラブ指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図ることを目的として表彰している。
石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト	石油コンビナート等において、自衛防災組織等の技能コンテストを実施し、その技能が特に優良な組織を表彰している。

第2-2-20表 消防庁長官の定例表彰

種 類	内 容
功労章	防火思想の普及、消防施設の整備その他災害の防御に関する対策の実施について、その成績が特に優秀な消防職員及び消防団員を対象としている。
永年勤続功労章	永年勤続し、その勤務成績が優秀で、他の模範と認められる消防職員及び消防団員を対象としている。
表彰旗、 <small>かんとうじゆ</small> 竿頭綬	防火思想の普及、消防施設の整備その他災害の防御に関する対策の実施について、その成績が特に優秀で、他の模範と認められる消防機関を対象としている。

第2-2-21表 消防庁長官の随時表彰

種 類	内 容
特別功労章	災害に際して消防作業に従事し、功労抜群で他の模範と認められる消防職員、消防団員等を対象としている。
<small>けんこうしやう</small> 顕功章	災害に際して消防作業に従事し、特に顕著な功労があると認められる消防職員、消防団員等を対象としている。
<small>こうせきしやう</small> 功績章	災害に際して消防作業に従事し、多大な功労があると認められる消防職員、消防団員等を対象としている。
<small>けんしやうじゆ</small> 顕彰状	職務遂行中に死亡した消防職員、消防団員等を対象としている。
国際協力功労章	「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づき派遣され、救急活動等に従事し、功労顕著な消防職員等を対象としている。
防災功労者表彰	災害における防災活動について顕著な功績がある又は防災思想の普及等についてその成績が特に優秀な個人又は団体を対象としている。
表彰状	災害に際して消防作業に従事し、顕著な功労を上げ又は防火思想の普及等について優秀な成績をおさめた個人又は団体を対象としている。
賞状	災害に際して消防作業に従事し、功労が認められる又は他の模範として推奨されるべき功績が認められる個人又は団体を対象としている。

第2-2-22表 消防関係の各分野における表彰

種類	内容
危険物保安功労者表彰	危険物の保安に、永年にわたり努められてきた個人、団体を表彰している。
優良危険物関係事業所表彰	危険物の関係法令遵守、危険物の取扱いにかかる保安上の措置の自主的かつ積極的な推進等に特に顕著な功績のある危険物関係事業所を表彰している。
危険物安全週間推進標語表彰	危険物の保安に関する行政の推進に協力し、国民の安全保持に顕著な功績があった者として、危険物安全週間推進標語を考えた者を表彰している。
危険物事故防止対策論文表彰	危険物に係る事故防止対策に関する優れた論文を著した者を、危険物事故防止の推進に資することを目的として表彰している。
救急功労者表彰	救急業務の推進に貢献し、国民の生命身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった者を表彰している。
消防設備保守関係功労者表彰	消防用設備等の設置及び維持管理の適正化等を通じ消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった者を表彰している。
優良消防用設備等表彰	高度な消防防災技術の発達、普及を促進し、防火対象物の防火安全性能の向上に資することを目的として、他の模範となる優れた消防用設備等、特殊消防用設備等その他これらに類するものの設置者、施工者、設計者又は開発者を表彰している。
消防機器開発普及功労者表彰	消防機器等の開発普及、業界の発展等を通じ消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった者を表彰している。
消防防災科学技術賞	消防防災機器等の優れた開発・改良を行った者、消防防災科学に関する優れた論文を著した者及び原因調査に関する優れた事例報告を著した者を表彰している。
防災まちづくり大賞	地方公共団体、自主防災組織、教育機関、まちづくり協議会等における防災に関する優れた取組、工夫・アイデア等、防災や住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を推奨し、災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として表彰している。
消防団等地域活動表彰	地域に密着し、他の模範となる活動を行っている消防団や、消防団活動への深い理解や協力を示し、地域防災力の向上に寄与している事業所等を表彰している。
優良少年消防クラブ表彰	火災予防及び防災に関する思想の普及に貢献している少年消防クラブの意識高揚とクラブ活動の活性化を図ることを目的として表彰している。
石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト	石油コンビナート等において、自衛防災組織等の技能コンテストを実施し、その技能が特に優良な組織を表彰している。
予防業務優良事例表彰	他団体の模範となる優れた予防業務に取り組んだ消防本部を広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的として表彰している。